



石川労働局発表
令和7年11月28日（金）

【照会先】

石川労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 山口 明弘
室長 補佐 水上 孝次
電話 076 (265) 4429

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

石川労働局（局長 八木 健一）は、リーフレット（別添1）・ポスター（別添2、3）による周知・広報及びハラスメント対応特別相談窓口の設置によりハラスメントのない職場環境の整備に取り組みます。

《職場のハラスメント撲滅月間の取組》

1 周知・広報

管内の使用者団体、労働組合、自治体等に対し、リーフレット・ポスターを送付し、協力依頼を行います。

2 ハラスメント対応特別相談窓口（令和7年12月1日（月）～12月26日（金））

開設場所 石川労働局雇用環境・均等室（金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階）

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

3 職場におけるハラスメント対策シンポジウム【厚生労働省】

・開催日時 令和7年12月10日（水） 午後1時30分～午後3時15分

・開催方法 オンラインで配信（事前申し込み制）

【開催内容】

ー行政説明ー

「改正労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策）について」

（厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室）

ー業界団体の取組事例紹介ー

「空港グランドハンドリングにおけるカスタマーハラスメント対策について」

（一般社団法人空港グランドハンドリング協会）

ーパネルディスカッションー

「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

（参加企業：株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社）

【詳細・お申し込みはこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

